

審 査 基 準

令和7年4月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第3項第1号
処 分 の 概 要：質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先）：静岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法 第4条第3項（営業内容の変更） 第9条第2項（許可証の返納） 第28条第6項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則 第1条（申請及び届出の一般的手続） 第10条（死亡の届出） 第14条の2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不適当 せないと認められる者であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間： 25 日以内
申 請 先： 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先： 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考：